

J Rの業務外注化と非正規雇用化に反対するニュースです。感想や意見、現場の情報をお寄せ下さい。dc-info@deluxe.ocn.ne.jp

## 最低賃金27円アップでも事業所賃金わずか10円 30分休憩で深夜早朝手当500円と1500円の差

### あまりに不合理！ 10・18賃金改定等でCTS団交

時給1000円は最低限の要求だ！

勤労千葉は10月18日、千葉県における最低賃金引き上げに伴う賃金改定などについてCTS（JR千葉鉄道サービス）と団体交渉を行いました。

CTSは今回、60〜65才の時給額を60才までと同額にしましたが、各事業所の時給額そのものは大半の事業所で10円引き上げにとどまりました。千葉以西の事業所でも東京都の最低賃金（985円）以下となっています。

組合：時給1000円が千葉県内の同業他社でも基本的な水準になっている。最低賃金が27円上がっているのに事業所賃金を10円しかあげない理由は？

会社：全体を見ての判断。

組合：最低賃金は昨年が26円、今年27円上がった。他方、CTSは、昨年10月に10円、春に10円、今回も10円。CTSが陥没していくのは明らか。最賃が3%上がれば、全体の賃金水準も最低3%は上げていかないと、社員からすれば「なんなんだ！」となる。

会社：会社の経営が悪化して、社員の皆さんを路頭に迷わせるわけにはいかない。

組合：労働者あつての会社だ。これでは人の募集も定着もない。時給1000円は最低限の要求。66才以降も同額にすべきだ。

「深夜早朝手当」改定基準の矛盾を追及

深夜早朝手当の支給基準改定については「深夜の実労働時間4時間」という新基準の矛盾を徹底的に追求し「全事業所一律1500円」支給をあらためて要求しました。

組合：4時間で区切った意味は

会社：深夜帯は22時〜5時の7時間。そのおおよそ半分という判断。

組合：だったら3・5時間でいいではないか。深夜2時までの職場（深夜帯4時間）が多い中で「4時間」と設定にすること自体に無理がある。休憩時間が5分でも10分でも入れれば500円になる。

会社：ひとつの基準として会社として判断した。

組合：恣意的に作業ダイヤを変えれば、就業規則を変えなくても手当が引き下げられる。非常に危険な基準設定だ。絶対に許されない。

会社：人件費を削減するために作業ダイヤを変更することはない。あくまで実作業に即して判断する。

組合：作業ダイヤの変更で、実際には月の手取りが1〜2万円も変わってくることになる。そういう不安定な基準を導入したこと自体がおかしい。深夜帯に働く身体的負担は、どこで働いても同じだ。これで終わりとはならない。組合としては、あくまでも「全事業所一律1500円」の支給を要求する。